

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

愛川町火災予防条例については、愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であり、パブリック・コメント手続の対象となる条例です。

今回の改正は、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年3月27日政令第88号）が公布されたことに伴い、消防法施行令の規定を引用している愛川町火災予防条例（昭和37年条例第12号）第29条の4第4項の一部を改正するものであることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととしたので、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。